

仕 様 書

総 則

この仕様書は、宍粟市市民生活部市民課(以下「発注者」という。)が購入するカード券面事項印字システム機器更新業務について、必要な事項を定める。

- 1 件 名 カード券面事項印字システム機器更新業務
- 2 納入場所 宍粟市役所 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
一宮市民局 宍粟市一宮町安積1347番地3
波賀市民局 宍粟市波賀町上野257番地
千種市民局 宍粟市千種町千草168番地

- 3 納入期限

(1) 納入期限:令和8年9月30日

※機器の納入及び接続・設定作業を納入期限までに完了すること。

- 4 納入数量

品名等	数量	単位
カード券面事項印字システム機器	4	台

- 5 仕様 仕様については下記のとおりとする。

仕様明細書

品名・規格	仕 様
【1.カード券面事項印字システム機器】	
1.本体	ICリーダー、スキャナー、プリンター機能が搭載された一体型の装置で、システムに係るアプリケーションが付属となっていること。
2.印刷	熱転写方式によること。インクの残量がアプリケーション上で表示され、交換時期がわかること。
3.電源	AC100V、50/60Hz(ACアダプタ使用)
4.対応OS	Windows10/11(64bit)
5.プリント対応カード	個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書(以下、個人番号カード等という)
6.機能	①個人番号カード等のICチップ内に登録されている氏名、住所の情報をそのまま印字に利用できること。 ②印字位置自動検出機能を有し、券種ごとにおける記載済みの情報に上書きすることなく、次の行へ自動的に印字位置が配置される機能を有すること。また、手動で印字位置の調整も可能であること。 ③記載欄の1行の印字範囲を超えた場合は自動改行を行い、次行に移行する機能も有すること。 ④個人番号カード等を実装されるICチップデータを読み取り、真贋判定が可能であり、また、券面のOCR情報とICチップデータ並びにスキャニングした券面の両面の状況が同一画面に表示できることにより、一目で相違の判断が可能なこと。 ⑤印字文字サイズ、フォントの指定を行う機能を有すること。 ⑥記載年月日の自動印字機能を有し、年月日を自由に変更できる機能を有すること。また、記載年月日のフォーマットについても選択可能であること。 ⑦IVS (Ideographic Variation Sequence) に対応していること。 ⑧誤印字防止策として、印字前にプレビュー画面を表示する機能を有す

	ること。 ⑨カードの向きを検知する機能を搭載し、カードの挿入間違いによる人為的ミスで起こる誤印字を回避できること。 ⑩個人番号カード等を装置に挿入した際、券面表裏の同時スキャニング、ICチップの読み取り、裏書印字までの一連の処理がカードを取り出さずに行えること。また、券面のOCR情報を読み取ることでICチップ情報を読み取るための照合番号等を自動で入力補助する機能を有すること。 ⑪電子公印または専用印データを保存し、指定位置に自動印刷できる機能を有すること。 ⑫券種ごとに応じた印字濃度の設定が登録でき、印字部分と電子公印の印字が個別に設定登録可能で、書体や印影に応じた適切な印字ができること。 ⑬券面記載欄への印刷時、キーボードにて文字列ごとの行間移動が可能で操作性がよいこと。 ⑭パソコンの画面サイズに合わせてアプリケーションを最大化でき、印字内容が見やすいこと。
7.保守業務	①オンサイト保守が可能であること ※要請に応じてSEを派遣し、現地にて機械の調整、故障の修理等を行うこと。また、修理の際の交通費や費用は発生しないこと。 ②消耗品を除く部品の交換(修理)は保守の範囲内で無償で交換すること。 ③機器が壊れた場合は、速やかに対応すること。(当日が困難な場合は必ず翌日とする。) ④長期継続契約(5年)の締結が可能であること。 ⑤年1回定期点検作業を実施すること。(費用が発生する場合は5年間分を保守業務に含めること。) ⑥保守料金については、年額払いとすること。
【2.その他】	
その他注意事項	

6 入札について

- (1) 入札金額は、仕様書に定める内容及び納品に係る配送費、設置費用、システム設定費用を含めた総額を記入すること。(消費税等は含めない。)
- 保守費用は含めないものとする。

7 契約について

- (1) 保守業務については、納入業者決定後に見積を徴収し締結するものとする。
- (2) 保守業務の契約締結は、納入物品の検査合格後に行うものとする。

8 検査

納入後、市担当職員の検査を受検し合格をもって納品完了とする。

9 その他特記事項

- (1) 発注者からの問い合わせに対しては窓口を一本化し、機器の操作方法等についての質問を受けた場合には、迅速に現地での対応を行うこと。
- (2) 受注者は、納品する物品の設定詳細について事前に発注者と十分協議の上、納入するものとする。
- (3) 物品の納入に伴い発生した事故、又は建築物等に被害が及んだ場合については、速やかに発注者に連絡をするとともに、受注者の責任において誠意を持って対応し、又は現状回復すること。

- (4) 物品の納入に伴い発生した梱包材等の廃棄物は、法律に従い適正に処分すること。
- (5) 物品の納入場所及び納入スケジュールは、発注者と協議しその指示に従うこと。
- (6) 物品の納品時に写真を撮影し提出すること。

10 発注担当課

宍粟市 市民生活部 市民課

電話:0790-63-3100 FAX:0790-63-2511